

2005 年日本国際博覧会における廃棄物等の発生
抑制・リサイクル及び地球温暖化防止対策行動計画
(解体撤去編)

平成 17 年 9 月

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会

目 的

行動計画は、地球温暖化問題への取組及び 2005 年日国際博覧会（以下「博覧会」という）のサブテーマである循環型社会の形成を目指し、博覧会の終了後行われる建物等の解体工事（以下、解体工事という。）に際して、（財）2005 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）が行う廃棄物の再利用等の取組、温室効果ガスの発生抑制及びその他の環境配慮について定めたものである。

本行動計画の適用区域等

1 適用区域

本行動計画は、次の工区において、協会が行う解体工事について適用する。

瀬戸会場工区：海上地区、海上ターミナル

長久手会場工区：青少年公園地区、西ターミナル、北ターミナル、東ターミナル、会場間シャトルバス乗降場、青少年公園駅、汚水送水管）

八草ターミナル工区

会場間ゴンドラ工区

自家用車駐車場工区

2 解体工事の定義

本行動計画における解体工事とは、建築物（内装を含む）及び建築物の基礎の撤去（建築物の基礎を撤去するために必要な基礎の掘削）、埋め戻し工事及び整地工事をいう。

目 標

1 解体工事に伴って発生する特定建設資材廃棄物について、次表を目標として再利用を進めること

特定建設資材廃棄物の再資源化率目標値

区 分	目 標
コンクリート塊	95%以上
アスファルト・コンクリート塊	95%以上
建設発生木材	95%以上

注）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 16 条では再資源化等実施義務として、対象建設工事受注者は分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について再資源化をしなければならないと定めており、特定建設

資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（建設リサイクル法基本方針）では対象建設工事に該当しないものも含めて平成 22 年度までに 95%とすることを目標としています。

なお、特定建設資材とはコンクリート、木材その他の建設資材のうち政令で定めるものをいいますが、上記表の区分に記載したものが対象となります。

2 解体工事に伴って発生する廃棄物について、特定建設資材以外についても再利用を進めること

参考：解体工事により発生する廃棄物排出量（アセスにおける推計値）

区 分	排出量	再資源化後の排出量
解体工事による発生する廃棄物 （特定建設資材廃棄物を含む。）	387,108 t	23,296 t

3 解体工事に伴って発生する解体残土について、他の建設工事で利用するなどにより、再利用を進めること

参考：解体残土の会場内再利用率（アセスにおける推計値）

区 分	排出量	会場内再利用率
解体残土	約 230,000 m ³	約 150,000 m ³

4 解体工事に伴って発生する温室効果ガスの排出量を、最大限抑制すること

参考：解体工事により発生する温室効果ガス排出量（アセスにおける推計値）

区 分	排出量
二酸化炭素排出量	4,032 t-CO ₂
その他の温室効果ガス排出量	69 t-CO ₂

方 針

1 解体・撤去に当たっての基本的考え方

(1) 協会が整備した建築物や施設（以下、建築物等という）については、全施設を撤去すること

ただし、本行動計画策定後、現地において有効利用することが決定した施設を除く

(2) 解体・撤去に係る土木工事について

既存改変地以外での工事を行わないこと

大規模の切り盛りは行わないこと

整地工事の規模を最小限に止めること

農地部分は、原型復旧とすること

2 解体工事により排出される廃棄物の削減に関する方針

解体工事により排出される廃棄物（以下、「解体廃棄物」という。）について、本行動計画が定める目標の達成を目指して再利用・リサイクルを進めるとともに、解体廃棄物の適正処理を行う。

3 温室効果ガスの削減に関する方針

環境負荷の小さい工事用車両・機器の使用、工事用車両のエコドライブの徹底、工事用重機の定格運転による過負荷運転の防止の徹底などにより、効率的なエネルギー利用を進める。

4 法令及び保全の措置等に関する方針

解体工事の実施に当っては、各種法令の遵守、解体工事に係る「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査（予測・評価）報告書（その5）」（平成17年7月）の環境保全の措置の実施はもとより、「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価書」以後の追跡調査（予測・評価）報告書で示した環境保全の措置を遵守する。

対 策

1 解体工事に係る資材の再利用、リサイクル等の推進

（1）リサイクル計画書の作成

所管部局は、設計内容に基づいて解体工事のリサイクル計画書（様式1）を作成する。

（2）廃棄物の分別収集

請負者等は、協力業者が排出するものも含めて、建設廃棄物の分別区分（別表1）にしたがって分別収集するように努めなければならない。ただし、現場条件より分別収集が困難な場合は、中間処理施設に搬入し分別・再資源化に努める。なお、コンクリート、アスファルト、木材については必ず現場内で分別し、再資源化するよう努めなければならない。

（3）現場の廃棄物保管施設の構造基準等

請負者等は、現場に廃棄物保管施設を設置する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関連法令の規定を遵守しなければならない。

（4）解体発生土の処理

解体発生土は、極力その発生量を抑制するとともに、場内での埋め戻しに積極的に活用し、土砂の搬出に伴う車両台数の削減に努める。

場外搬出する解体残土は、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年10月25日建設省令第20号)の趣旨を踏まえ、他の建設工事で利用するなどの他、利用できないものによっては残土処理場などにおいて適正な処理を行う。

2 効率的なエネルギー利用の促進

効率的なエネルギー利用による温室効果ガスの削減に向けて、以下の取組を進める。

工所用重機に低排出ガス及び低燃費型の重機の使用を進める

工事規模に合わせた工事機械の適正配置と効率的使用を図る

工事機械の定格運転遵守による過負荷防止を徹底する

工事機械の点検、整備により性能を維持する

作業時の水・電力等の使用量節減を励行し、エネルギー消費の抑制を図る

夜間工事期間の短縮や効率的・効果的な照明器具の配置に努める

3 工所用車両による環境負荷の削減

工所用車両による環境負荷の削減のため以下の取組を進める。

工所用車両に、最新規制適合車や低燃費車など環境負荷の小さい車両を使用するよう努める

解体資材等の搬出ルートを効率的に計画する

工事規模に合わせた工所用車両の効率的な利用を図る

機材・解体廃棄物等の搬出入ルート・時期の分散を進める

工所用車両の走行時における急加速・急発進・アイドリングを避けることを徹底するとともに、走行速度に配慮する

工事関係者は、公共交通機関や送迎バスを利用するなどにより、工所用車両及び自家用自動車の通勤使用を抑制する

4 解体・整地後の跡地の適正管理

解体工事後の跡地については、利用者又は跡地利用者への引渡しが行われるまでの間、土砂等の飛散防止の措置を講じるとともに、必要に応じて緑化等の措置を講じる。

5 その他の環境負荷の回避・低減に関する措置

所管部局は、別紙1に示す解体工事に係る「2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)」第2編第1部に記載した環境保全のための措置を徹底すると共に、当該報告書本文中に記載した更なる保全対策を促進するよう請負者等に要請する。

6 発注者等の責務

(1) 工事関係者への指導

所管部局は、設計受託者、請負者等及び監理受託者等（以下、「請負者等」という。）解体工事に係わるすべての組織、関係者に対し、本行動計画の遵守を求めるものとし、その旨を請負契約書の特記仕様書等に明記する。

（２）請負者等の遵守責務

請負者等は、本行動計画に係る取組を進めるに当たっては、関連する各種法律、愛知県・瀬戸市・長久手町の条例等を遵守しなければならない。

行動計画の推進

1 計画書（実施書）の提出

請負者等は、解体工事着手前に次の計画書等を所管部局に提出しなければならない。また、工事完了後は、それぞれの計画書について実績数字に置き換えた実施書を提出しなければならない。

（１）廃棄物処理に関する届出

再生資源利用促進計画書（実施書）（様式２）

再生資源利用促進計画書（実施書）は、廃棄物等のうち、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック類を搬出する場合に作成する。

廃棄物等処理計画書（実施書）（様式３）

下記の品目を排出する場合に作成する。なお、排出がない場合も作成する。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・コンクリート塊 | ・アスファルト・コンクリート塊 |
| ・建設発生木材 | ・紙くず |
| ・繊維くず | ・建設汚泥 |
| ・金属くず | ・ガラス・陶磁器くず |
| ・その他の産業廃棄物 | ・建設混合廃棄物 |
| ・一般廃棄物及びアスベスト | |

（２）工事用機械・車両に関する届出

工事用機械・車両利用計画書（実施書）（様式４）

請負者等は、工事機械の型式・使用台数、工事用車両の型式・使用台数の計画書及び実績報告書を作成し、所管部局に提出するものとする。

2 廃棄物の適正処理の確認

請負者等は、廃棄物の処理にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関連法令の規定を遵守し、マニフェストシステムにより処理の状況を把握することとする。

請負者等は、マニフェストシステムにより還付された伝票の写しを所管部局に提出すること

とする。

3 検査時の対応

所管部局は、請負者等から提出された再生資源利用促進計画書及び廃棄物等処理計画書を検査し、この行動計画による取組が適正に行われない恐れがある場合には、その是正を求めることとする。

その他

所管部局は、解体・撤去時における温室効果ガス排出量の把握に努めることとする

付則

この行動計画は、平成 17 年 9 月 14 日より実施する。

第2編 計画熟度に対応して実施する追跡調査結果に関する総合的な評価事項等

第1部 環境保全のための措置

今回の「計画熟度に対応して実施する追跡調査（予測・評価）」において、予測及び評価の前提とした環境保全措置は、以下に示すとおりである。なお、今回選定しなかった項目についても、評価書等に記載した「回避又は低減のための方針」を徹底するとともに、必要に応じて「回避又は低減のための方針」を追加し、これを徹底することにより、本博覧会事業による環境影響の回避又は低減に努めていくこととしている。

第1章 計画段階における環境保全のための措置

環境保全措置		関係環境要素
工事の実施に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・既改変地以外での工事を行わない。 ・大規模な切り盛りは行わない。 	植物 動物 触れ合い活動の場
工事工程に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として夜間工事を実施しない。 ・会場間ゴンドラの6号、7号支柱の工事については、オオタカの繁殖期を避けて行う。 ・工事の効率化(エネルギー効率に配慮した工事計画など)を図る。 	大気質 騒音 振動 動物 温室効果ガス等

第2章 工事中における環境保全のための措置

環境保全措置		関係環境要素
工事用重機・工事用車両に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の平準化を行う。 ・ 工事規模に合わせ、工事用重機を適正配置し効率的に使用する。 ・ 工事規模に合わせ、工事用車両を効率的に使用する。 ・ 機材・廃材等の搬出入ルート分散化する。 ・ 機材・廃材等の搬出入時期分散化する。 ・ 工事用重機及び工事用車両の点検、整備を行い、性能を維持する。 ・ 散水の実施等により粉じんの飛散防止に努める。 ・ 低騒音・低振動工法を採用する。 ・ 森林内（7号支柱）の工事用道路の設置を回避する。 ・ 工事規模に合わせ、ヘリコプターを効率的に使用する。 ・ 工事用車両の運行については、利用の集中するルート・曜日・時間帯との重複を避ける。 ・ 工事の効率化（エネルギー効率に配慮した工事計画など）を図る。 	大気質 騒音 振動 植物 動物 触れ合い活動の場 温室効果ガス等
排水処理・土砂流出防止に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用沈砂池の適切な設置等による濁水対策の徹底を図る。 ・ 土工事における速やかな転圧、土木シートの養生などの適切な土砂流出防止工を実施する。 ・ 工区外への土砂の流出を防止するため、裸地の早期緑化等、裸地からの土砂流出対策を徹底する。 ・ 瀬戸ゲート、警備消防センター、市民パビリオン、海上広場、瀬戸日本館及び瀬戸愛知県館の会期終了後の工事中の雨水排水は、道路と稜線で区分される5つの系統で行うこととし、水系ごとに防災対策を徹底する。 ・ 既設の排水系統がある場合は、これを利用して工区内の池沼へは沈砂池からの排水は流入させないようにつとめる。 ・ 降雨時における濁水の管理目標値を設定し、水質管理を実施する。 	水質 植物 動物

環境保全措置		関係環境要素
工事関係者の行動に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事区域外への不用意な立ち入りを制限する。 ・ 注目すべき植物種及び群落が生育する現況を保全する区域付近で工事を実施する場合は、マーキング等による工事関係者への注意喚起に努める。 ・ 工事用車両の走行等による工事用道路沿いの立木の損傷等に留意する。 ・ 工事用車両の樹林内走行時における動物事故を回避するため、走行速度の配慮など工事関係者への注意喚起に努める。 ・ 里山遊歩ゾーンにおいては工事を行わないため、里山遊歩ゾーン内への不必要な立ち入り及び通過を行わせない。 ・ 森林体感ゾーンにおいては、森のビジターセンター周辺の展示物等仮設工作物及びサツキとメイの家の撤去工事のみ行い、これらの撤去工事においては既存の道路を利用する。 	植物 動物
廃棄物等の処理に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ リユース、リサイクルを推進する。 ・ 解体廃棄物の適正な処理を図る。 ・ 解体発生土の発生抑制を図る。 ・ 解体発生土の場内での再利用を図る。 	廃棄物等
触れ合い活動の場の特性変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低騒音工事用重機の使用に努める。 ・ 土砂の流出を防止するため、整地工事を最小限にとどめる。 ・ 利用者の安全の確保を目的とした工事区域周辺における触れ合い活動の場の利用制限を最小限にとどめる。 	触れ合い活動の場
旧愛知青少年公園の利用制限に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用制限を受ける触れ合い活動に対する工事期間中の代替性をできる限り確保する。 ・ 工事による触れ合い活動の場の利用制限期間をできる限り短縮する。 	触れ合い活動の場

リサイクル計画書 (積算段階)

1. 事業(工事)概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	利用量	現場内利用 可能量	再生材利用 可能量	新材利用 可能量	再生資源利用率 (+) / × 100	備考
土 砂	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
砕 石	ト	ト	ト	ト	%	
アスファルト混合物	ト	ト	ト	ト	%	
	ト	ト	ト	ト	%	

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	発生量	現場内利用 可能量	他工事への 搬出可能量	再生資源化施設 への搬出可能量	最終処分量	現場内利用率 (/ × 100)	備考
建設発生土 第1種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
第2種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
第3種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
第4種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
泥土(浚渫土)	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
合計	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
コンクリート塊	ト	ト	ト	ト		%	
アスファルト・コンクリート塊	ト	ト	ト	ト		%	
建設発生木材	ト	ト	ト	ト		%	
建設汚泥	ト	ト	ト	ト		%	

建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする。)

- 第1種建設発生土..... 砂、礫及びこれらに準ずるもの。
- 第2種建設発生土..... 砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- 第3種建設発生土..... 通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

建設発生木材の中には、伐開除根材及び選定材を含む。

利用可能量は、現時点で算出可能なものとする。

建設副産物の搬出計画について、基本的には全数量を再利用することを原則として計算する。

- 第4種建設発生土..... 粘性土及びこれに準ずるもの
(第3種建設発生土を除く)
- 泥土(浚渫土)..... 浚渫土の内概ねqc2以下のもの。

再生資源利用促進計画書（実施書） 廃棄物等搬出工事用

1. 工事概要 ・様式1に必ずご記入下さい。

2. 建設副産物搬出実績

現場内利用の欄には、発生量（掘削等）のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。

指定副産物の種類	発生量 (掘削等) = + +	現場内利用・減量		現場外搬出について							再生資源利用促進率 (+) / × 100		
		現場内利用	減量化	搬出先名称 4カ所以上にわたる場合は、 用紙を換えて下さい。	区分 どちらかにを つけて下さい。	搬出先場所	現場外搬出量	うち現場内 改良分		再生資源利用 促進量			
場外搬出地の性状		利用量	内現場内改良分	減量化量	1カ所目	2カ所目	3カ所目	4カ所目	現場外搬出量	うち現場内改良分	再生資源利用促進量		
コンクリート塊	トン	トン	トン	/	1カ所目	公共・民間			トン	トン	トン	%	
					2カ所目	公共・民間			トン	トン			
					3カ所目	公共・民間			トン	トン			
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	/	1カ所目	公共・民間			トン	トン	トン	%	
					2カ所目	公共・民間			トン	トン			
					3カ所目	公共・民間			トン	トン			
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	1カ所目	公共・民間			トン	/	トン	%	
					2カ所目	公共・民間			トン				
					3カ所目	公共・民間			トン				
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	1カ所目	公共・民間			トン	トン	トン	%	
					2カ所目	公共・民間			トン	トン			
					3カ所目	公共・民間			トン	トン			
建設混合廃棄物	トン	トン	トン	トン	1カ所目	公共・民間			トン	トン	トン	%	
					2カ所目	公共・民間			トン	トン			
					3カ所目	公共・民間			トン	トン			
金属くず	トン	/	/	/	1カ所目	公共・民間			トン	/	トン	%	
					2カ所目	公共・民間			トン				
					3カ所目	公共・民間			トン				
廃プラスチック	トン	/	/	/	1カ所目	公共・民間			トン	/	トン	%	
					2カ所目	公共・民間			トン				
					3カ所目	公共・民間			トン				
紙くず	トン	/	/	トン	1カ所目	公共・民間			トン	/	トン	%	
					2カ所目	公共・民間			トン				
					3カ所目	公共・民間			トン				
アスベスト(飛散性)	トン	/	/	/	1カ所目	公共・民間			トン	/	トン	%	
					2カ所目	公共・民間			トン				
					3カ所目	公共・民間			トン				
その他	トン	トン	トン	トン	1カ所目	公共・民間			トン	/	トン	%	
					2カ所目	公共・民間			トン				
					3カ所目	公共・民間			トン				
建設発生土	第一種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	1カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
					2カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³		
					3カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³		
	第二種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	/	1カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
						2カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³	
						3カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³	
	第三種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	/	1カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
						2カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³	
						3カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³	
	第四種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	/	1カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
						2カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³	
						3カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³	
泥土(河川、湖沼等の浚渫土)	地山m ³	地山m ³	地山m ³	/	1カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
					2カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³		
					3カ所目	公共・民間			地山m ³	地山m ³	地山m ³		
合計	地山m ³	地山m ³	地山m ³	/				地山m ³	地山m ³	地山m ³	%		

廃棄物処理計画書（実施書）

平成 年 月 日 作成

工事件名						発注者名				
工事場所						請負金額				
工期	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	工期	土木・建築・設備（	廃棄物管理責任者	電話			
工事概要										

廃棄物の種類 注	発生量 t	現場内 利用量	売却量 t	現場外 搬出量	収集・運搬業者	処分 方法注	中間処理（再資源化施設を含む）		最終処分量			
							中間処理量 t	中間処理業者所在地注	最終処分量 t	最終処分業者所在地	所在地	

【記載注意事項】

- 注 廃棄物の種類は、別表1から選択
- 注 処分方法は、別表2から選択
- 注 所在地は、処理・処分施設のある市区町村名を記載

<別表1>

廃棄物の種類	備	考
コンクリート塊	コンクリートの破片、コンクリートブロック	がれき類
アスファルト塊	アスファルトコンクリートの破片	
建設発生木材	工作物の新築、改築、除去に伴うもの	
紙くず	工作物の新築、改築、除去に伴うもの	
繊維くず	工作物の新築、改築、除去に伴うもの（畳、ウェス等）	
建設汚泥		
廃プラスチック類	廃合成樹脂建材・廃発泡スチロール（梱包材等）	
金属くず	鉄骨鉄筋くず・廃缶類	
ガラス・陶磁器くず	ガラスくず・タイル衛生陶器くず等	
その他の産業廃棄物	廃油等	
建設混合廃棄物	安定型産業廃棄物（がれき類、廃プラスチック類、金属くず等）と管理型産業廃棄物（木くず、紙くず等）の混ざったもの	
一般廃棄物	厨芥類	
アスベスト（飛散性）	特別管理産業廃棄物	

建設混合廃棄物は、種類別に按分が困難な場合のみ使用すること。

<別表2>

処分方法	
中間 処 理	脱水
	乾燥
	焼却
	破碎
	選別
最終 処 分	その他
	埋立

のその他は、具体的に記入すること

<参考>

廃棄物（重量/容積）換算表	
コンクリート塊	2.35
アスファルト塊	2.35
建設発生木材	0.4～0.7
建設汚泥	1.2～1.6
廃プラスチック類	0.1～0.3
金属くず	1.4～2.0
ガラス・陶磁器くず	1.5
建設混合廃棄物	1.31

その他廃棄物については、換算係数を1.0 t/m³で計算すること。

別表1 建設廃棄物の分別区分

建設廃棄物	再利用の促進及び適正処理目標	備考
コンクリート塊(安定型産業廃棄物)	会場内で分別し、再資源化に努める。やむを得ない場合は、再資源化施設に搬入する。	
アスファルト・コンクリート塊(安定型産業廃棄物)	会場内で分別し、再資源化に努める。やむを得ない場合は、再資源化施設に搬入する。	
建設発生木材(管理型産業廃棄物)	会場内で分別し、再資源化に努める。やむを得ない場合は、再資源化施設等に搬入する。	
紙くず(管理型産業廃棄物)	できるだけ再資源化施設に搬入することとするが、やむを得ない場合は、中間処理施設に搬入する。	
繊維くず(管理型産業廃棄物)	できるだけ再資源化施設に搬入することとするが、やむを得ない場合は、中間処理施設に搬入する。	
建設汚泥(管理型産業廃棄物)	再資源化施設に搬入する。やむを得ない場合は、中間処理施設に搬入する。	
廃プラスチック類(安定型産業廃棄物)	できるだけ再資源化施設に搬入する。やむを得ない場合は、適正に処分する。	
金属くず(安定型産業廃棄物)	有価物として処分する。有価物として処分できないものは、できるだけ再資源化に努め、やむを得ない場合は、適正に処分する。	
ガラスくず・陶磁器くず(安定型産業廃棄物)	原則として、再資源化施設に搬入する。やむを得ない場合は、適正に処分する。	
その他の産業廃棄物	それぞれ、再資源化に努めるものとする。やむを得ない場合は、中間処理施設に搬入する等適正に処分する。	
建設混合廃棄物	選別等を行う中間処理施設に搬入し再資源化に努める。	
生ゴミ、新聞紙等の生活ごみ(一般廃棄物)	食事の残さ、弁当がら、新聞雑誌等の一般廃棄物は、産業廃棄物とは別に収集し、地元市町村の分別収集に合わせて分別収集に努める。	
飲み物の空き缶(一般廃棄物)	有価物として処分する。有価物として処分できない場合は、再資源化施設に搬入する。	
アスベスト(飛散性)(特別管理産業廃棄物)	適正に処分する。	

* 注:廃容器包装とは、固形状又は液状の物の容器又は包装であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律別表第5の下欄に掲げる物質が混入又は付着した物。